

いしかわ障害者雇用推進カンパニー認定要領

第1 趣旨

この要領は、障害者の雇用に積極的な企業や障害者の就業を支援する事業を行う者を知事が「いしかわ障害者雇用推進カンパニー」と認定し、広く紹介することにより、県民全体で障害者の就労を支援していくという機運を醸成し、県内における障害者の雇用の促進を図ることを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 障害者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第2号から第6号までに規定する身体障害者、重度身体障害者、知的障害者、重度知的障害者、精神障害者をいう。
- (2) いしかわ障害者雇用推進カンパニー
次に定める者をいう。
 - ①第4に定める認定基準に適合する者としてこの要領の定めるところにより認定を受けた者
 - ②独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 石川障害者職業センター
 - ③法第27条の規定に基づき知事の指定を受けた障害者就業・生活支援センター

第3 認定の申請

- (1) 新たに認定を受けようとする者は、「いしかわ障害者雇用推進カンパニー認定申請書」（様式1）（以下「認定申請書」という。）を知事に提出するものとする。
- (2) 認定の有効期間満了後も引き続き認定（以下「更新認定」という。）を受けようとする者は、公共職業安定所に提出した直近の障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第6号）の写し又は別紙1を提出するものとする。

第4 認定基準

いしかわ障害者雇用推進カンパニーの認定基準は、認定の対象ごとに次のとおりとする。

- (1) 障害者雇用推進企業
次のいずれにも該当すること。
 - ①県内に本社、本店、支店、営業所又は工場を有する法人又は個人。
 - ②雇用する障害者の数が、常時雇用する労働者の数に認定基準の雇用率2.5%を乗じて得た数（その数に1人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）以上であること。
- (2) 障害者就労支援事業所
次のいずれかに該当すること。
 - ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービスのうち次に掲げる事業を行う事業所で同法第36条第1項の規定に基づき知事の指定を受けた事業所。
 - ア 就労移行支援事業
 - イ 就労継続支援事業
 - ②障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター

第5 認定

- (1) 知事は、第3(1)に基づき申請があった場合は、その内容の審査を行い、適格と認めるときは、いしかわ障害者雇用推進カンパニー（以下「カンパニー」という。）として認定する。ただし、県外に本社、本店を有する者に関しては、県内の支店、営業所又は工場の範囲において認定する。
- (2) 知事は、上記(1)の認定を行った場合は、「いしかわ障害者雇用推進カンパニー認定書」（様式2）を申請者に交付するものとする。

第6 認定の有効期間

- (1) 障害者雇用推進企業
 - ①新たな認定の場合、認定日の属する年から起算して3年目の12月31日まで。
 - ②更新認定の場合、翌年1月1日から起算して3年目の12月31日まで。
 - ③有効期間内に第9に規定する事業廃止届又は辞退届が提出された場合は、上記①及び②にかかわらず認定の日から当該届が提出された日までとする。
- (2) 障害者就労支援事業所 認定の日から事業の廃止又は知事の指定の取り消しの日まで。

第7 広報

知事は、カンパニーの名簿を作成し、県のホームページ等で広く周知を図るものとする。

第8 変更の届出

第5の認定を受けた者（以下「認定企業等」という。）は、申請事項に変更があった場合は、「いしかわ障害者雇用推進カンパニー変更届」（様式3）を知事に提出しなければならない。

第9 事業廃止等の届出

- (1) 認定企業等は、事業を廃止する場合は、「事業廃止届」（様式4）を知事に提出しなければならない。
- (2) 認定企業は、認定を辞退する場合は、「辞退届」（様式5）を知事に提出しなければならない。

第10 認定の取り消し

- (1) 知事は、認定企業等が次の事項のいずれかに該当すると認めた場合、認定を取り消すことができる。
 - ①認定企業等が第8に規定する変更の届出をしなかったとき。
 - ②認定企業等が偽りその他不正の手段により認定を受けたと認められるとき。
 - ③第4の認定の基準に該当しなくなると認められるとき。
- (2) 知事は、認定を取り消した場合は、その旨を申請者に通知しなければならない。

第11 状況の調査

知事は、認定の審査時及び認定期間中に必要があると認める場合は、必要な調査を行うことができる。

第12 いしかわ障害者雇用推進カンパニーシンボルマークの使用

- (1) カンパニーは、別記1に定める「いしかわ障害者雇用推進カンパニーシンボルマーク」（以下「認定シンボルマーク」という。）をこの要領の定めるところにより使用することができる。ただし、次に掲げる事項に該当する場合は、使用することはできない。
 - ①特定の政治、思想、宗教、募金等の活動の目的として利用されるおそれがある場合。

- ②法令や公序良俗に反するおそれがある場合。
- ③提供する商品やサービスの品質を担保・保証するものとして使用されるおそれがある場合。
- ④自己のシンボルマークや商標、意匠として使用するおそれがある場合。
- ⑤その他、不正な利用が行われるおそれがある場合。

(2) 認定シンボルマークの使用に要する費用はカンパニーの負担とする。

第13 認定シンボルマークの管理

- (1) カンパニーは、認定シンボルマークの清刷（電子データを含む。以下同じ）を適切に管理するものとする。
- (2) カンパニーは、認定シンボルマークの清刷及び複製を他の者に譲渡し、若しくは貸与し、又は使用させてはならない。

第14 認定シンボルマーク使用基準

カンパニーは、認定シンボルマークを使用する場合は、別記2に定める使用基準に従って使用するものとする。

第15 認定シンボルマークの使用の中止

カンパニーは、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに認定シンボルマークの使用を中止しなければならない。

- (1) カンパニーの認定の有効期間が終了したとき。
- (2) カンパニーの認定が取り消されたとき。
- (2) 認定シンボルマークの不適正な使用が認められるとき。

第16 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行について必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成20年11月1日から施行する。
- 2 県外に本社又は本店を有する法人又は個人が第3(1)の認定を受けようとする場合は、第4(1)②の「雇用する障害者の数」とあるのは、「県内の支店、営業所又は工場において雇用する障害者の総数」と、「常時雇用する労働者の数」とあるのは、「県内の支店、営業所又は工場において常時雇用する労働者の総数」と読み替えるものとする。
- 3 この要領は、平成22年11月1日から施行する。
- 4 この要領は、平成23年11月24日から施行する。
- 5 この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- 6 この要領は、平成25年11月28日から施行する。
- 7 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 8 この要領は、令和元年5月1日から施行する。